

# 一定の農事組合法人に係る所得金額の計算書 記載の手引き

- 1 この計算書の用途等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 「計算の基礎とする収入金額の計算書」記載方法・・・ 2 ページ
- 3 「農事組合法人の所得金額計算書」記載方法・・・・・・ 3 ページ

## 1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、法人事業税の確定申告書及び修正申告書に併せて提出してください。

**申告書提出前にチェックをお願いします。**

### ◎申告書の添付書類

- (1) 区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分計算している場合に限る）
- (2) 計算の基礎とする収入金額の計算書（様式6の3の2）
- (3) 農事組合法人の所得金額計算書（様式6の3の3）
- (4) 所得の金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表4）の写し
- (5) 所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）
- (6) 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（地方税法施行規則第6号様式別表9、欠損金の繰越額がある場合に添付）
- (7) 貸借対照表、損益計算書（雑収入明細書を含む）
- (8) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

### ◎法人事業税の税率

地方税法第72条の24の7第6項第1号に掲げる農事組合法人（農業の経営等（農業協同組合法第72条の10第1項第2号）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く）に該当する場合は、特別法人の税率を適用します。

## 2 「計算の基礎とする収入金額の計算書」（様式6の3の2）記載方法

欄	記載のしかた
「総収入金額」欄	<p>当該事業年度において収入すべき一切の金額をいいます。</p> <p>ただし、次に掲げるものは総収入金額に含みません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種引当金及び準備金の益金算入額</li> <li>(2) 土地の譲渡等に係る益金算入額</li> <li>(3) 従業員の社宅、寮等の使用料収入及び食事代収入の金額</li> <li>(4) 収入金額に計上した国税及び地方税の還付（充当）金額（還付加算金額を除く）</li> <li>(5) 償却資産の売却収入等経費の戻入と認められる収入金額</li> <li>(6) 購入したな卸資産に係る仕入戻しの額として収入に計上した金額</li> <li>(7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするものの金額</li> <li>(8) 債務免除に係る益金算入額</li> </ol> <p>なお、「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4）により加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、次の「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。</p> <p>また、課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で、各事業ごとの区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。</p>
「農業部門の収入金額①」欄	<p>日本標準産業分類の[大分類A－農業，林業]の[中分類01－農業]の[011－耕種農業]に該当する事業に係る収入金額を記載してください。</p> <p>具体的には、次のようなものが含まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等）による収入金額</li> <li>(2) 稲藁等の副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額</li> <li>(3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金</li> <li>(4) 農産物の減収補填を目的として支払を受ける農業共済金</li> </ol>
「農業に付帯する事業の収入金額②」欄	<p>専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で、農業に付帯すると認められるものに係る収入金額を記載してください。</p> <p>具体的には、次のようなものが含まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 育苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、調製など農作業の請負に係る収入金額</li> <li>(2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調製施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等</li> <li>(3) 稲藁等の副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額</li> <li>(4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工を除く）による収入金額</li> <li>(5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金</li> <li>(6) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額</li> </ol>

欄	記載のしかた
「その他の収入金額③」欄	上記①及び②以外の事業に係る収入金額を記載してください。
「総計④」欄	上記①+②+③の金額を記載してください。
「農業部門の収入金額の2分の1相当額⑤」欄	上記①に1/2を乗じた金額を記載してください。 なお、当該金額が上記②以上の金額であれば、②は非課税となります。

### 3 「農事組合法人の所得金額計算書」（様式6の3の3）記載方法

欄	記載のしかた
「総所得等⑥」欄	「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5、以下「第6号様式別表5」。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地の譲渡等に係る所得金額⑦」欄	総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）の譲渡益及び有価証券の売却益又は評価益等がある場合は、次により算定した金額を記載してください。 $\text{土地の譲渡等に係る所得金額⑦} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費及び譲渡費用}^*)$ <p style="text-align: center;">*取得費とは譲渡等時における帳簿価額をいい、譲渡費用とは仲介手数料をいいます。</p> <p>なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により算定した場合は、当該金額を土地の譲渡等に係る所得金額とします。</p> <p>法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）がある場合は、当該損金算入後（圧縮後）の金額をもって土地の譲渡等に係る所得金額とします。</p> <p>この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。</p>
「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額⑧」欄	法人税において、農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額がある場合にその金額を記載してください。
「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額⑨」欄	法人税において、農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額がある場合にその金額を記載してください。
「課税標準の基礎となる総所得額等⑩」欄	上記⑥－⑦－⑧－⑨の金額を記載してください。
「非課税分の収入金額⑪」欄	上記②の金額が上記⑤以下であれば上記①+②の金額を、②の金額が⑤の金額よりも大きければ上記①の金額を記載してください。
「総収入金額⑫」欄	上記④の金額を記載してください。
「非課税分の所得金額等⑬」欄	上記⑩×（⑪/⑫）の金額を記載してください。 なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 また、⑬の金額は、第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得」欄に記載してください。

欄	記載のしかた
「当期分の所得金額等⑭」欄	<p>上記⑥－⑬の金額を記載してください。</p> <p>計算した⑭の金額は、第6号様式別表5の「所得金額差引計」欄に記載してください。</p>
「繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額⑮」欄	<p>繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます）。</p> <p>繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。</p> <p>また、繰越欠損金額等の控除限度額は、上記⑭の金額に法人税で適用となる割合を乗じて計算した金額となります。</p>
「所得金額再差引計⑯」欄	<p>上記⑭－⑮の金額を記載してください。</p> <p>計算した⑯の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に記載してください。</p>